

印鑑登録について

印鑑登録は大事な手続きですので、なりすましの申請を防ぐため本人確認（または本人の意思の確認）に日数がかかる場合もありますのでご了承ください。

印鑑登録証明書（いわゆる印鑑証明、以下「証明書」）が必要なときは、必ず印鑑登録証（カードまたは手帳、以下「登録証」）を提示してください。登録証の提示がなければ証明書の交付は受けられません。

Q1、登録証または登録した印鑑をなくしたのですが

A1、窓口にて備えてある「印鑑登録証亡失届書」または「印鑑登録廃止申請書」に記入してください。

これにより登録は抹消されますので、新たに登録を希望される方は続けて登録手続きができます（Q2をお読みください）。登録印鑑を変更したい場合も同様に、廃止した上で新たに登録の手続きをしてください。

登録している本人が窓口に来られる場合

必要なもの：印鑑、本人を証明するもの

代理人が窓口に来られる場合

必要なもの：委任状※①、代理人自身の本人を証明するもの

※①窓口にて備えてあり、登録している本人の署名・押印（廃止のときは認印で可）が必要です。

江津市ホームページからもダウンロードできます。

Q2、印鑑を登録したいのですが

A2、窓口にて備えてある「印鑑登録申請書」に記入してください。本人であることまたは本人の意思による申請であることが確認できれば登録証が交付されます。

本人が本人確認書類を持って窓口へ来られる場合

申請時に必要なもの：登録する印鑑、本人確認書類※② または 保証書※③

手続きの流れ：本人確認ができればすぐに登録証が交付されます。希望すれば証明書の交付もすぐに受けられます。

※②官公署発行の顔写真のあるもの。マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳など。

※③申請しようとしている本人に相違ないことを保証するもの。保証人になれるのは、江津市です。に印鑑登録している方です。保証書には保証人の署名と押印（登録印）が必要です。保証人が来庁されない場合は、保証書と登録証が必要となります。

本人が本人確認書類を持たずに窓口へ来られる場合

・・・数日かかります

申請時に必要なもの：登録する印鑑

手続きの流れ：申請書を提出すると、本人確認のため市民生活課または桜江支所から照会文書が郵送されます。照会文書を受け取った後、自分が申請したことに相違ない旨の回答書及び本人を証明するもの（健康保険証、年金証書など）と登録印鑑を窓口にて持参すると登録証が交付されます。

代理人が申請に来られる場合・・・数日かかります

申請時に必要なもの：委任状※④、登録する印鑑、代理人自身の本人を証明するもの

手続きの流れ：代理人が委任状と申請書を提出すると、本人の意思確認のため市民生活課または桜江支所から申請者本人へ照会文書が郵送されます。

※④窓口に備えてあります。本人の署名・押印が必要です。江津市ホームページからもダウンロードできます。

◆ **本人が受け取りに来られる場合**

本人が照会文書を受け取った後、自分が申請したことに相違ない旨の回答書及び本人を証明するもの（健康保険証、年金証書など）と登録印鑑を窓口を持参すると登録証が交付されます。

◆ **代理人が受け取りに来られる場合**

回答書の提出が自分でできない場合は、代理人に提出させ、登録証を受け取らせることもできます。その際、代理人を選任した回答書、代理人自身の本人を証明するもの、代理人の印鑑が必要です。

Q3. 登録する本人が自分で署名できないのですが

A3. 回答書や委任状には登録する本人の署名が必要です。手や目などが不自由なため自分で署名することが困難な方の場合は、次のように記入してください。

方法：原則として同居の親族等身内の人が代筆してください。余白に代筆者の関係を記入し、署名・押印をしてください。記入したものを本人に見せ、または読み聞かせて、本人に内容を確認したうえで、氏名の横に本人の拇印を押してもらってください。

☆ご注意ください☆

※登録は15歳以上であること、本人申請が原則です。

※登録できない印鑑があります。

- ・氏名以外のものが彫られているもの
- ・ゴム印その他変形しやすいもの
- ・プラスチック製のいわゆる三文判
- ・印影の大きさが8ミリの正方形に収まるもの、および25ミリの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・市長が不相当と認めるもの

お問合せ先

江津市役所 市民生活課

0855-52-7482(直通)

桜江支所

0855-92-1211